

令和元年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 選挙管理委員会事務局  
 3 監査実施期間 令和 元年10月28日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【選挙管理委員会事務局】

<p>(1) 支出事務について                  次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 需用費の支出において、支払遅延。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日                  「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき、請求書を受理した後、15日以内に支払いを完了するよう課内会議で意識共有を図り、適切に事務処理を行うこととした。</p>
<p>イ 使用料の支出に係る請求書と見積書において、代表者印の相違。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日                  左記指摘事項については、会計事務書類補整要領に基づき補整処理を行った。                  今後の対応として、起案の段階において、請求書と見積書を突合し、相違があった場合は、すみやかに相手方へ確認することを徹底することとした。                  また、回議の段階において、承認者及び決裁権者も請求書と見積書の内容を十分チェックすることとした。</p>
<p>ウ 支出負担行為兼支出命令書において、支出負担行為日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日                  左記指摘事項については、会計事務書類補整要領に基づき補整処理を行った。                  今後の対応として、起案の段階において、支出負担行為日の記載誤り等がないかの確認を徹底することとした。                  また、回議の段階において、承認者及び決裁権者も支出負担行為日の記載誤り等がないかを十分チェックすることとした。</p>

<p>(2) 金券等の管理について 駐車券とレターパックに係る出納簿において、受入れも払出しもなかった日において行った残数の確認について、その記録がなされていなかった。受入れも払出しもなかった日において行った残数の確認についても出納簿に適切に記録すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 受入れも払出しもなかった日において行った残数の確認についても出納簿に適切に記録することを徹底した。</p>
--	--

令和元年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 選挙管理委員会事務局

3 監査実施期間 令和 元年10月28日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【選挙管理委員会事務局】

(1) 駐車券の管理について 期日前投票に来た人に配付するために駐車券を保有しているが、在庫が多い。適正な管理を徹底するとともに、保有するのは必要最小限の枚数とすること。【改善事項】	【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 期日前投票来場者への交付枚数が見込みより少なかったため、在庫が増えてしまった。在庫分については、次回選挙での使用見込みがあるため、新規の購入分を必要最小限とすることで適正な管理を徹底することとした。
	【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 令和2年11月29日執行予定であった市長選挙時に新規購入を見送ったが、無投票となったため結果的に在庫の縮小には至らなかった。引き続き次回選挙において購入枚数を調整し、在庫数の縮減を図ることとした。
(2) 選挙機器の保守点検委託について 単独随意契約により選挙機器の保守点検業務を業者に委託している。契約金額の妥当性を確保するため、他市町の状況を調査比較して業者と交渉を行うこと。【改善事項】	【 措置済 】 令和 元年10月29日 点検業者との契約金額は、業者保有の保守点検価格一覧表に基づき算定をしており、他市町の状況を調査比較したところ、本市と同様の価格一覧表に基づき算定しているとのことであった。 今後とも引き続き価格一覧表に基づく算定となっていることを確認することにより、契約金額の妥当性を確保することとしたい。

<p>(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について</p> <p>ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日</p> <p>令和元年度の時間外勤務時間が360時間を超えた職員は2人であった。引き続き、選挙事務の可能な範囲での前倒しに努めるとともに、専任職員が少人数であることから、事務局内だけでの事務分担の見直しでは大きな改善が見込めないため、併任職員である総務課職員も合同でミーティングを行い、事務分担の適正化を図るなどして、業務の配分バランスの改善等による時間外勤務の縮減に努める。</p> <p>また、ノー残業デーには、計画的な事務執行を心がけて速やかに退庁するよう声かけを行っている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日</p> <p>選挙事務の可能な範囲での前倒しに努めるとともに、事務分担の適正化を図るなどして、業務の配分バランスの改善等による時間外勤務の縮減に努めたが、結果的に令和2年度においても時間外勤務時間が360時間を超えた職員が2人いた。令和2年度の市長選挙ではコロナ禍での選挙執行に加え、57年ぶりに無投票となったことにより生じた新たな業務への対応等も影響したと考えられるが、各職員の業務負担が少しでも軽減されるよう引き続き適宜事務分担の見直しを行っていく。</p>

<p>イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日</p> <p>令和元年度は12年に一度の統一地方選挙と参議院議員通常選挙が重なる年であったため、業務量が膨大となり、職員2人の時間外勤務が4～7月の4か月にわたり80時間を超え、その内6月を除く3月で100時間を超えた。</p> <p>令和2年度は次期市長選挙に向けた準備に早期にとりかかることで、事務の分散化を図るよう計画している。</p> <p>令和2年3月から8月については、大きな選挙の執行がなく、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況とはならなかった(3月～8月の時間外勤務平均：約17時間)。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日</p> <p>令和2年度の市長選挙はコロナ禍での選挙執行に加え、57年ぶりに無投票となったことにより生じた新たな業務への対応等により11月には職員2人の時間外勤務が150時間を超えた。</p> <p>令和3年度には10月の任期満了日までに必ず衆議院議員総選挙が執行されることから、できる準備作業は前倒しで行うよう努め、業務の分散化を図る。</p>
<p>ウ 選挙事務は短期間に大量の事務を処理しなければならず、選挙準備時における職員の時間外勤務は月200時間を超えている。衆議院議員総選挙以外の選挙については任期満了により行われることから、選挙期日がいつ頃になるか事前に想定できるため、他部局からの応援体制を確立するなどの仕組みを作り、選挙準備時における当局職員の負担を軽減し、健康の維持を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日</p> <p>令和2年11月執行予定の四日市市長選挙に向けて、6月に総務課と打ち合わせをし、各職員が受け持つ担当業務の確認を行い、事務分担の適正化を図った。選挙事務は短期間に大量の事務処理をしなければならないため、少しでも業務が集中しないよう、可能な事務は前倒しで行うよう努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日</p> <p>総務課を含め事務分担の適正化を図ったが、コロナ禍での選挙執行に加え、57年ぶりに無投票となったことにより生じた新たな業務への対応等により時間外勤務も増加する結果となった。少しでも業務が集中しないよう、可能な事務は前倒しで行うよう引き続き努めていく。</p>

<p>(4) 内部事務管理について</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日</p> <p>年度当初に、ミーティングを行い「定められたルールに基づいた事務執行」の重要性を職員に意識づけをし、起案者、承認者、決裁権者がそれぞれの段階において決裁上の不備や誤りがないかを十分チェックすることとした。また、「会計事務の手引き」等のマニュアルを活用することにより業務精度の向上を図り、内部事務管理の改善を行った。</p>
<p>(5) 大規模投票区の解消について</p> <p>平成31年3月時点で選挙人名簿登録者数が6000人以上の投票区が10か所存在している。選挙人が身近な場所でスムーズに投票できるよう、引き続き大規模投票区の解消に向けた取組みを進めること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日</p> <p>有権者数が6,000人を超える大規模投票区の解消については市議会からの指摘もあり、継続的な調査・検討を行っているが、解消のために必要となる投票区の分割、再編やこれに伴う投票所の新設、移転等には多くの課題があり、思うような進捗が図られていない状況である。引き続き調査・検討を行うとともに、大規模投票区の投票環境が悪化することがないよう、各投票区の状況を注視し、既存投票所の設備の充実等、分割・再編以外の方策についても取組みを進めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 3年 3月18日</p> <p>引き続き調査・検討を行うとともに、大規模投票区の投票環境が悪化することがないよう、各投票区の状況を注視し、既存投票所の設備の充実等、分割・再編以外の方策についても取組みを進めていく。</p>

<p>(6) 期日前投票所について ア 市内6か所に期日前投票所を設置しているが、その場所は本市の公共施設であることを前提に選定されているとのことであり、必ずしも人口に応じた場所に設置されていないように思われる。投票率の向上のため、本市の公共施設であることにこだわらず、人口を考慮した場所への期日前投票所の設置について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 期日前投票所の設置については、市内の配置バランスや専用回線の敷設、急な衆議院選挙での会場の確保等を考慮し、本市の公共施設を前提に選定し、適正な数と考える6か所まで増設を図ってきた。こうした過去からの経緯も踏まえつつ、本市に適した形になるよう本市の公共施設以外においても、期日前投票所の設置に向けて検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 引き続き本市に適した形になるよう本市の公共施設以外においても、期日前投票所の設置に向けて検討していく。</p>
<p>イ 周辺の市において、投票率を向上させる1つの方策として期日前投票所を商業施設に設置している事例がある。選挙人名簿をオンラインで管理しており、そのセキュリティ確保に課題があるとのことであるが、本市においても商業施設への設置について引き続き研究すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和2年 9月18日 左記のセキュリティ確保の課題については、技術的に現在の期日前投票システムで使用している専用回線を敷設することが可能であることを確認しており、その点の課題は解消している。期日前投票所を商業施設に設置することについてのその他の課題（衆議院解散の際にスペースが確保できるか、投票箱・投票用紙の保管などセキュリティをどう確保するか等）については、すでに導入している自治体が多いことから、先行事例を参考に引き続き研究していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 県内の導入自治体の状況を調査した。令和3年度においてはさらに具体的な検討を行うこととしている。</p>

<p>(7) 投票者用駐車場の確保について 期日前投票所と比べると当日投票所の投票者用駐車場の確保が十分でないように思われる。投票率向上のため、引き続き当日投票所の投票者用駐車場の確保に尽力すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 投票所によっては、近くの企業等の駐車場を借り、臨時駐車場を設けて対応したり、駐車場の交通誘導員を配置し、投票者の交通安全確保に努めている。今後も必要に応じて、選挙人に対して駐車場が不足する投票所については、臨時駐車場の確保や交通誘導員の配置により、安心して投票所にお越しいただけるような環境づくりをすすめていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 無投票となった市長選挙において臨時駐車場の設置や交通誘導員の配置を行う予定であった。依然として駐車場が少ない投票所があるため、引き続き駐車場確保等、投票環境向上を図る。</p>
<p>(8) 選挙啓発について 各種選挙における投票率は、向上していない。投票率が高率である全国の市町の選挙啓発に係る取組みを調査し、それを参考に効果的な選挙啓発について研究すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 選挙啓発は、人口規模等により実施できる手法が異なり、同じ手法であっても地域性により効果も異なると考えられる（例えば、過疎地域での移動期日前投票所）ため、高投票率の自治体で実施している啓発を参考にしつつ、本市の特性に合った、より効果的な選挙啓発を研究していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 引き続き高投票率の自治体で実施している啓発を参考にしつつ、本市の特性に合った、より効果的な選挙啓発を研究していく。</p>